# 中間検証WGにおける各論点についての委員の主な意見

## 1. 第1回中間検証WGにおける論点について

論点① 中核機関の整備や市町村計画策定に関する進捗状況の評価、KPI達成に向けた方策

- 〇 中核機関の整備や市町村計画策定の進捗状況はかなり厳しい。なお、進捗状況の評価については、中核機関の機能ごとに細分化することも有用
- 〇 中核機関や市町村計画のKPIの達成に向けて、取組の進まない自治体が 抱えている課題等の分析、制度について知る機会の確保や相談窓口の設置か らの段階的な整備、マッチング機能や後見人支援機能の充実等が必要
- 〇 都道府県には、地域の関係機関と連携して、管内市区町村の体制整備について主導的な役割を果たすことが期待される。そのため、都道府県に効果的に働きかけ、必要な支援を行うべき
- 小規模な自治体や山間部、島しょ部の自治体においても適切に地域の実情に応じた体制整備が進められるよう、きめ細やかな支援が必要

## 論点② 地域連携ネットワークの更なる構築に向けた関係機関との連携推進

- 地域連携ネットワークの構築については、既存の社会資源・ネットワーク等の実情を踏まえ、各地域において検討することが必要かつ有用
- 利用者がメリットを実感できる制度・運用とするためには、中核機関・地域 連携ネットワークと裁判所が唯一無二のパートナーになることが必要

## 論点③ 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制との連携の在り方

○ 成年後見も含めて権利擁護は地域福祉の課題。包括的支援体制や包括ケアシステムの中に成年後見の問題をきちんと位置づけていく必要がある。中核機関には、地域のネットワークの中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援の内容等を判断して、成年後見制度その他の適切な支援につないでいく役割も求められる。そのため、相談窓口の一本化や縦割り制度の改善等に取り組むことも必要

## 論点④ 市町村長申立を適切に実施するための方策

- 重要な制度である市町村長申立を適切・迅速に実施するため、中核機関を整備し、申立てに係る判断のシステム化や、行政の担当部署との連携・協力を図ることが必要
- 市町村長申立については、虐待ケースなど緊急を要する場合には親族調査 を省略するなどの運用の改善を図る必要があり、そのために厚労省の通知等 について必要な見直しを行うべき
- 本人の居所と住所が異なる場合にいずれの自治体が市町村長申立をするか に関する一定のルールや基準が必要

## 論点⑤ 日常生活自立支援事業(日自)と成年後見制度との連携

- 日自は、成年後見制度に比べて抵抗感が少なく、利用しやすい等の特徴がある。権利擁護支援のための重要な社会資源として充実させていく必要
- 日自と成年後見制度には、それぞれの特徴、メリット・デメリットがある。 各事案において、本人の状況・意思等に応じて、適切な制度の選択や移行が図られることが重要。両制度の役割などに関する整理も必要
- 〇 基本的には成年後見制度、特に補助・保佐類型の利用促進を図り、一定の範囲で日自も認めるという運用が妥当
- 日自については、市町村を中心とした実施体制に見直していくべき

## 2. 第2回中間検証WGにおける論点について

## 論点① 意思決定支援ガイドラインの策定に向けて留意すべき点

- ガイドライン策定の場に当事者団体も加えていただきたい
- O 誰のために何のために意思決定支援をするのかという根本的なところが忘れられないようにしてほしい
- 意思決定支援ガイドライン策定に当たっては、以下の点に留意すべき。
  - 本人に一番身近な生活支援者に伝えられる本人の意思を反映できるよう 配慮すること
  - 視覚的に分かりやすいツールや平易な文章の使用、議論のスピードや反復の必要性への配慮など、コミュニケーション支援の視点
  - ・ 意思決定支援者による誘導のおそれや、どういう事案でどこまでのプロセスを行うべきかについての整理
  - 緊急的に介入する場合の違法性阻却に関する仕組みや認知症ガイドラインにおける後見人の役割等も踏まえること
- 適切な意思決定支援を尽くすことを前提として、やむを得ない場合に最終 的な手段として適切な代行決定を行うことは許容されるのではないか

#### 論点② 意思決定支援に関する研修・周知に当たっての留意点

- 〇 意思決定支援ガイドラインについては、裁判所における評価等に活用すべ き
- 中核機関の職員や生活支援を担う支援者等に対しても研修・周知を行うことが重要
- 意思決定支援に関する複数のガイドラインがある中、支援の現場においては、関係者間で理解の程度・認識に差がある、意思決定支援の取組が適切に評価されない等の課題がある。法整備、予算措置等の様々な対応が必要

## 論点③ 後見人等の担い手確保の取組状況、ニーズ増加に対応するための方策

- そもそも担い手不足を認識していない自治体も多いため、担い手に関する 調査により現状を見える化することが必要
- 市民後見人の取組については、県内に空白地をつくらない点を重視し、広域 連携の働きかけを県段階で実施してきたことが有効であった

- 市民後見人の活用を図るためには、市民後見人の活用に適した事案に関するイメージの共有や、適切な育成カリキュラム・バックアップ体制の整備に関する情報共有など、自治体と家庭裁判所の連携が重要
- 〇 市民後見人については、養成、選任、選任後の支援体制の3段階を見据えた 体制整備が重要であり、責任ある公的な中核機関のもとに行われることが必 要。市民後見人が活躍できる事案の見極め、マッチングに関する検討や、選任 後の課題に関する支援も必要
- 市民後見人の取組は、地域の実情に応じた形で進めていくことが重要。また、 養成後にモチベーションを下げないよう、意思決定支援の充実化を図る上で も、様々な活動フィールドを用意することが必要
- 社協が中核機関を担うことが期待される中、一般的に法人後見による対応が想定されるケースの全てについて社協で対応することは、中核機関を担う職員が法人後見のケース対応で忙殺されることにつながりかねない
- 社会福祉法人による法人後見の活用については、利益相反やノーマライゼーション、公平性等の観点を踏まえ、十分に議論する必要がある。実態把握のための調査も必要
- 小規模な自治体や山間部、島しょ部の自治体等、市民後見人の担い手が極めて少ない地域があることにも留意が必要

## 3. 第3回中間検証WGにおける論点について

## 論点① 適切な後見人等の選任及び交代に関する運用の改善

- 適切な後見人等の選任・交代等に関しても中核機関に期待される役割は大きく、全国どの地域においても中核機関による適切な支援が行われるよう、体制整備の推進が必要
- 身上保護の観点から、当面、身近な親族を選任することが、おおいにありうるとする観点にも留意し、柔軟に後見人等の交代を考えるという発想が重視されるべき。より本質的には、もっぱら「交代」を考えざるをえないというところに支障がある
- 専門職後見監督人については、親族後見人等との関係における課題が指摘 されることもある。親族後見人等への適切なサポートに関して研修等を行う ことが望まれる
- 専門職団体においては、苦情対応や会員支援等を通じて、家裁とも連携しながら、適切な後見人等の交代等に取り組んでいる
- 適切な後見人等の選任・交代、後見人支援を実現するためには、中核機関等と家庭裁判所の間で本人・後見人等に関する情報共有が必要。そのための問題点の整理とルール作りに向け、関係省庁、専門職団体等で検討・協議すべき

#### 論点② 後見人等の報酬の在り方に関する検討に当たっての留意点

- 事務内容や事務量に応じた報酬とすること、身上保護や意思決定支援に関する事務についても適切に評価されること、行うべき事務を行わなければ減額すること、利用者が制度の恩恵を実感できる運用とすることが必要
- 利用者に対して事前に報酬に関する丁寧な説明がなされることや、報酬算 定の根拠・報酬額の目安が示されることも重要
- 後見人となり得る親族への情報提供や、定期報告時の様式の統一等の配慮 もお願いしたい
- 後見人等の報酬が減額されるような場合には、後見事務の改善のため、後見 人等に減額の理由を伝え、対応を指示するなどの工夫が必要

# 論点③ 成年後見制度利用支援事業の更なる実施促進等

○ 利用支援事業に関する予算の確保、助成額や助成要件の統一が必要

- いわゆる無報酬案件の現状や、後見人等の報酬の在り方に関する検討状況 等も踏まえ、利用支援事業の拡充をお願いしたい
- 助成対象が首長申立案件に偏っている点も踏まえた運用の改善、助成のための体制整備、市町村ごとの取組状況等を踏まえた働きかけ等が必要
- 〇 公益信託成年後見助成基金については、年々需要が増加しており、1人当たりの助成件数を限定せざるを得ない状況。財源については、遺贈に関する考え方の整理も必要
- 論点④ 診断書の在り方等の検討、医療等に係る意思決定が困難な人への支援 等の検討、成年被後見人等の権利制限の措置の見直しについて
- 本人情報シートの活用を図るため、親族等への更なる情報提供や、記載事項 の改訂等に関する議論が必要
- 本人情報シートについては、本来の趣旨に沿わない形で作成されたり、医師が参考にしないケースもあるため、良い形で利用されるように進めていただきたい
- 本人情報シートの運用については、意思決定支援の観点が十分に含まれているか、後見人等の選任後においても活用されているか等も含めて、検証していくべき
- 医療等に係るガイドライン等については、医療等の現場に適切に浸透する よう必要な研修等を実施することが重要
- 厚生労働省の複数のガイドラインについての整理が必要
- 欠格条項の撤廃に関しては、今後、各制度における個別的な審査の在り方や、 政省令・通達・条例等による不適切な制限について、引き続き配意していくべき

## 4. 第4回中間検証WGにおける論点について

論点① 任意後見、補助、保佐等の周知及び相談体制の強化のための方策等

- 〇 制度利用のメリットや好事例、運用の改善状況、相談窓口等に関する周知も 必要
- 地域の福祉関係者や行政職員等に対する適切な周知が重要
- 自己決定権の尊重の観点から任意後見の利用促進が重要であり、周知・啓発 に当たっては、そうした観点を踏まえて工夫していくべき
- 制度の周知・普及とともに利用したいと思うような制度とすることが重要。 一度利用すると容易にやめられない、勝手に自分のことを決められてしまう 等のネガティブイメージがあり、運用の改善だけでなく、制度的な部分につい て法改正も含めた検討が必要

論点② 現在の不正やその防止に関する取組状況を踏まえた更なる不正防止策

- 不正が生じた後の迅速・適切なリカバリーに重点を置くことを考えてもよいのではないか。また、不正防止については、家裁の予算拡充と人員強化という王道についても検討すべき
- O 中核機関等における不正防止に向けた取組に関しては、家庭裁判所や専門 職団体等との連携が重要
- 専門職団体における不正防止の取組として、全国のぱあとなあでは、会員に対する監督権限がない中で、適切な後見事務の遂行に向けた支援を行っている。また、リーガルサポートでは、研修受講を後見人候補者名簿への登載等の要件とすることや、定期的な業務報告による確認等を実施している。日弁連・弁護士会では、後見人等推薦名簿の整備、研修体制・OJT・相談支援体制等の強化、後見人等ガイドラインの作成等々の取組を行っているほか、弁護士成年後見人信用保証制度を導入予定である
- 判断能力が低下したのに任意後見契約が発効されない問題についての対応 策を講じていく必要がある。具体的には、
  - 地域におけるネットワークの中でのチームによる見守り体制の整備
  - 任意後見契約を登記している法務局の活用
  - ・経済的虐待等の場合の法定後見の市町村長申立の活用

等に関する検討がされるべき。

- 任意後見制度に関する今回の法務省の調査は有益。任意後見制度の利用の 阻害要因を具体的に分析して有効な対策を立てることが必要であり、更なる 調査を行うことも期待される
- 〇 任意後見の利用促進のため、より早い段階での任意後見契約の締結、任意後 見契約の類型の選択、任意後見受任者の在り方等について検討していくべき

### 論点③ 後見制度支援信託・預貯金の普及・運用についての留意点

○ 後見制度支援預貯金は、身近な金融機関で利用できるなど使い勝手が良いこと、手数料負担や利用可能な最低預入金額が低いこと等のメリットがあり、 更なる普及が期待される。また、保佐・補助における利用に向けた検討を進め ることや、制度利用のハードルとならないよう、本人のために、本人にとって メリットのある方向で財産を活用するという考え方を広めていくことも重要